

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則六一九七

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

附 則

6 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第八条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、別表第三経験者職員採用試験の項中「六十四歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十一歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十二歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十三歳

別表第三経験者職員採用試験の項を次のように改める。

経験者職員 採用試験	試験年度の四月一日における年齢が六十四歳未満の者で民間企業等（自営業を含む。）における職務経験を有する者
---------------	--

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。